

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成30年2月28日（水）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第2号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第7号）」当

委員会所管部分（議会事務局所管部分）

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

議案書の歳出予算説明書59ページの期末手当追加は、議案第10号の
関連か。

奈良議会事務

委員のご質疑のとおりでございます。

局主幹

【議案第2号 議会事務局所管部分 質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時1分）

（説明員交代）

再 開（午前9時5分）

○議案第2号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第7号）」当委員会所管部分（産業経済部、農業委員会事務局所管部分）

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

農業委員会費の委員報酬について、昨年、農業委員会が新制度に移行したが、減額部分の内容について御説明いただきたい。

小寺農業委員会事務局長

農業委員会等の委員報酬につきましては、平成29年7月から新制度に移行し、国が定める農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、農地利用最適化交付金が交付されます。活動成果としての事業費が確定したことから、今回の減額となるものです。交付金には2つのメニューがございます。活動実績に応じた交付金と、成果実績に応じた交付金がございます。今回減額をお願いする交付金は、成果実績に応じた交付金のうち、担い手への農地集積が当初計画していた目標値に達しなかったことによる減額でございます。

【議案第2号 産業経済部、農業委員会事務局所管部分 質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時7分）

（説明員交代）

再 開 (午前9時8分)

○議案第2号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第7号）」当

委員会所管部分（経営企画部所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時10分）

（説明員交代）

再 開（午前9時11分）

○議案第9号「所沢市一般職員の任期付職員の採用等に関する条例及び所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

議案資料No. 1の43ページの事業の概要のところについて、任期付職員というのは再任用とは別か。

市川職員課長

任期付職員は再任用職員とは別であり、任期付職員として条例が定められております。実績としますと1名、弁護士を特定任期付職員として任用しております。

城下委員

現在は、弁護士だけなのか。

市川職員課長

そのとおりでございます。

末吉委員

夏に人事院勧告が出ているが、そこから今回の定例会に出てくるまでの検討の流れは、どのようになっているのか確認したい。

市川職員課長

8月に人事院勧告が示され、本市としてどのようにすべきか方針を決定した後、職員団体とも協議を重ね、合意が得られたものです。また、国の給

与法である一般職の職員の給与に関する法律が改正されることを待って動かなくてはならず、それが12月15日に公布されたことをもって、この3月に提案させていただきました。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第9号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第10号「所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

昨日の議場での質疑で、川口市、朝霞市、富士見市、桶川市は今回改正をしないという答弁であったが、それぞれ引き上げをしない理由を把握しているか。

市川職員課長

4市それぞれ御説明いたします。川口市につきましては、もともと社会経済情勢に鑑み、支給月数は据え置くという方針をとっていました。朝霞市ですが、こちらも社会経済情勢に鑑みまして、そういった状況にないという判断でした。桶川市につきましては、支給月数が一般職と一致していないという状況もあり、昨年9月に0.2月改定されたということで、その直後ですので今回は見送りということでした。富士見市ですが、首長の給料や議員の月額報酬を引き上げるため、期末手当も上げると上げ過ぎとなるということで据え置くということでした。

【質疑終結】

【意 見】

城下委員

議案第10号所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、意見を申し上げます。

質疑の中でも、今回の引き上げについては4自治体が、それぞれの理由で見送るということですが、川口市、朝霞市については、社会経済情勢に鑑み引き上げないという理由ということで、当市議団としても、社会情勢を鑑みて引き上げをすべきでないという立場で反対の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第10号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第11号「埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第11号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第12号「埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第12号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第2号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第7号）」当委員会所管部分（危機管理課所管部分を除く総務部所管部分、選挙管理委員会事務局所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時24分）

（説明員交代）

再 開（午前9時26分）

○議案第2号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第7号）」当委員会所管部分（危機管理課所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

埼玉県・市町村被災者安心支援制度負担金について、63市町村で3分の1を按分するとのことだが、総額を伺いたい。また、今回の事例が県内で何件目になるのかを伺いたい。

小林危機管理
課長

支給金額は埼玉県全体で150万円です。そのうち3分の2は県負担、3分の1を63市町村で按分という形になりますので、100万円を県が負担、50万円を63市町村で世帯割等で按分となりまして、今回は2万2,000円が所沢市の負担となります。県内の事例ですが、平成28年8月の入間市の藤田堀の増水による被害に対して支払われたものが県内で初の事例です。

末吉委員

埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定はいつ締結したのか。また趣旨について伺いたい。

小林危機管理
課長

平成26年から運用を始めており、そもそもの発端は、平成25年9月の竜巻の被害で国の支援制度に該当しない地域が県内でも出てきました

ので、そういった不均衡をなくすというところで始めた制度です。

末吉委員

法に合致しないものを埋めていくということであるが、国に対して改正なり改定を提案していくという動きはあるのか。

小林危機管理
課長

確かに現在の制度の内容としては、全壊もしくは大規模半壊の世帯が対象で、それが10件以上なのか10件未満なのかによって国の制度、県の支援制度のどちらになるかが分かれますが、建物の損壊状況によって決まりますので、例えば土地だけの被害の場合についても支援の対象とすることも必要なのかと考えますが、現在のところ国のほうでもそういった見直しを行っているとは聞いておりません。

城下委員

関連で、災害が起きても支援制度に該当しないという事例が本市でもあったが、国に基準を広げてほしいと要望しつつも、県の事業の対象拡大については市として声を上げているのか。去年は山口地区の道路の崩落もあったが、県にどういった働きかけをしているのか。

小林危機管理
課長

現段階では県への働きかけは行っておりません。国の支援制度に該当しないものを県の制度で補完しようというものですので、国の制度改正があると、同じく県の制度も同様の改正が行われるものと考えますが、特に去年の山口地区の災害についてこのように改正してほしいという申し入れ

については特に行っておりません。

城下委員

市としても県が改正するのを待つのではなく、県に要望を出す必要があるのではないかと思う。どのような議論があって改正を申し入れていないのか。

小林危機管理
課長

特に議論はありません。今後県に要請をしていきたいと思います。

末吉委員

埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定は、金銭面のみの支援なのか。それ以外の支援についても協定はあるのか。

小林危機管理
課長

被災世帯に対する金銭的支援のほかにも、県からの災害時の派遣といった人的な応援を受ける制度もございます。

【議案第2号 危機管理課所管部分 質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時35分）

（説明員交代）

再 開（午前9時36分）

○議案第2号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第7号）」当委員
会所管部分（財務部所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

荻野委員

一般的な傾向として、ふるさと応援寄附は使途を決めたものが多いのか、そうでないものが多いのか。おおまかに割合をお伺いしたい。

林財政課長

ほとんどの寄附者が使途を決めて来られます。使途を問わない方はごく少数です。

荻野委員

使途を決めていない場合は均等に配分するとのことだが、他市の事例について伺いたい。

林財政課長

本市においては使途を決めてもらう形になっておりますが、使途は各自治体にお任せというところがございます。特に決まっていない場合は、所沢市と同様に均等に配分することが多いと考えております。

荻野委員

均等に配分する場合は条例等で規定されているのか。

林財政課長

条例の中に、使途が指定されていない場合、市長が寄附者に代わって指定すると規定してございます。この規定を踏まえ、運用の中で、均等に配

分するという取り扱いとしております。

荻野委員

今後、ある程度明確に定めていく方向で検討していくということでしょうか。

林財政課長

配分の仕方が難しい場合がございます。7つの分野があり、7で割り切れる場合と割り切れない場合の取り扱い、さらに少額の寄附の場合の取り扱いなどの規定等を、条例や規則に細かく定めることは難しいかと考えております。今後は寄附される方が自分のお金の使途を指定しなかったらどうなるのかをホームページ等でわかりやすく明らかにしていきたいと思っております。

城下委員

雑入のうち自転車駐車場指定管理者変動納付金追加について、どこの納付金になるのか。

林財政課長

東所沢駅第4自転車駐車場です。

【議案第2号 財務部所管部分 質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時41分）

（説明員交代）

再 開（午前9時50分）

○議案第2号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第7号）」当委員

会所管部分

【意見】

城下委員

議案第2号平成29年度所沢市一般会計補正予算（第7号）について、意見を申し上げます。議案第10号の特別職の報酬引き上げ部分の関連予算が一般会計の中に入っておりますので、反対意見とさせていただきます。

【議案第2号 当委員会所管部分 意見終結】

【採決】

議案第2号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

散 会（午前9時52分）